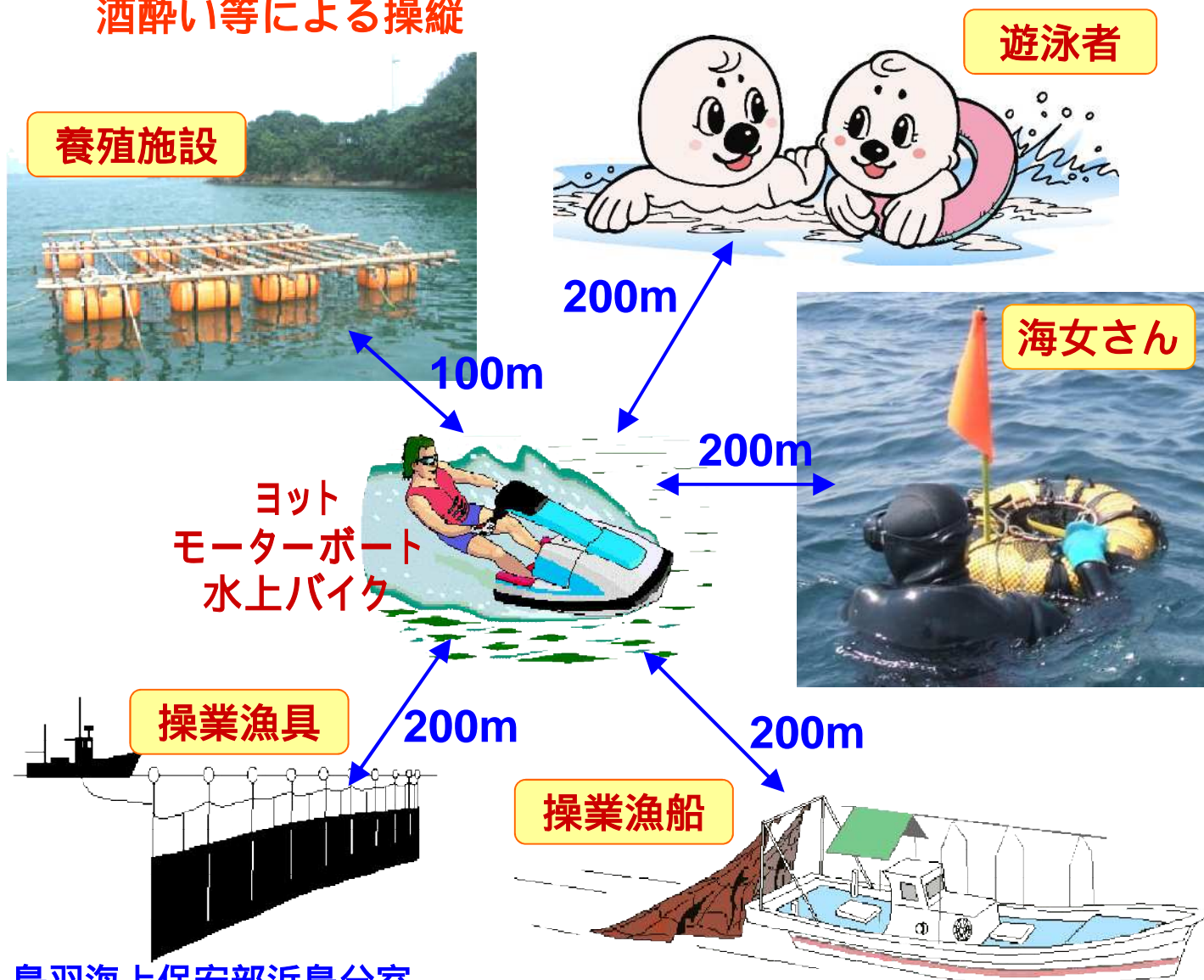


# プレジャーボートのマナーアップ

「三重県モーターボート及びヨット事故防止条例」をご存知ですか？

モーターボート・ヨット・水上バイク等による、次のような行為は、禁止されています。

遊泳者・作業中の海女・操業中の漁船や漁具（定置されていないもの）から200メートル以内の区域での操縦  
養殖施設（いかだ）・定置されている漁具（定置網など）から100メートル以内の区域での操縦  
酒酔い等による操縦



# 安全運航のチェックポイント

## 出航前点検を行なっていますか？

- 燃料欠乏、電圧不足による航行不能が多発
  - ・燃料消費量の把握、電装機器の多用に注意
- 冷却水系統の異常によるエンジントラブルが多発
  - ・ゴム製部品等の定期交換の励行
- 無謀な運航による海難が多発
  - ・気象状況の把握、水路調査の実施

## 航行中は、しっかり見張り！

- 見張り不十分による海難が多発しています！
- ・広く見る・遠くまで見る・後方も見る
  - ・相対する船の方向を確認
  - ・継続して監視する
  - ・錨泊中も見張りは必要



## 大切な命！自分で守る

自己救命策3つの基本

- ・ライフジャケットの常時着用
- ・通信手段の確保
- あ (携帯電話は、防水パックに)
- ・海のもしもは「118番」！

あ



鳥羽海上保安部浜島分室

志摩市観光商工課